

平成28年 第3回

戸田市教育委員会定例会

平成28年3月17日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第3回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第10号 戸田市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）に ついて……………	1
議案第11号 戸田市教育委員会事務局専決規程等の一部を改正する訓令（案）に ついて……………	8
議案第12号 戸田市入学準備金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）に ついて……………	15
議案第13号 戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害 補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について……………	18
議案第14号 平成28年度戸田市教育委員会事務局職員の人事異動（案）に ついて……………	当日配付

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成28年4月21日（木）午後4時00分～

(2) その他

7 閉会

議案第10号

戸田市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）

（戸田市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第1条 戸田市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項の表中「指導課」を「教育政策室」に改める。

第3条指導課の項中「指導課」を「教育政策室」に改め、同項中第13号を第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

（14）産官学民並びに家庭及び地域と連携した教育施策に関すること。

第3条指導課の項中第12号を第13号とし、第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

（1）教育施策の企画立案に関すること。

第4条第1項中「第4項」を「第7項まで」に改め、同条第2項中「社会教育主事」の次に「、室に室長及び担当課長」を加え、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「次長」の次に「、室長」を加え、「及び主任」を「、主任、専門員、主事、技師、主事補及び技師補」に、「第16条」を「第17条」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び主任」を「、主任、専門員、主事、技師、主事補及び技師補」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 室に副参事、主幹、副主幹、主査、主任、専門員、主事、技師、主事補及び技師補を置くことができる。

（戸田市教育委員会事務局職員職名の職名に関する規則の一部改正）

第2条 戸田市教育委員会事務局職員職名の職名に関する規則（平成4年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次長」の次に「、室長」を加える。

（戸田市立教育センター条例施行規則の一部改正）

第3条 戸田市立教育センター条例施行規則（平成11年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式中「戸田市教育委員会 様」を

「(宛先)

戸田市教育委員会」に改める。

第2号様式中「指導課出納員」を「教育政策室出納員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（組織改正に伴う発令の特例）

2 この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる機関に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により同表左欄に対応する右欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

教育委員会指導課	教育委員会教育政策室
----------	------------

3 前項の規定を除き、この規則の施行の際、組織の名称を変更しない機関に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により同一の機関に勤務を命ぜられたものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同表左欄に対応する右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

教育委員会指導課長	教育委員会教育政策室担当課長
教育委員会指導課主幹	教育委員会教育政策室主幹
教育委員会指導課教育センター所長	教育委員会教育政策室教育センター所長
教育委員会指導課副主幹	教育委員会教育政策室副主幹
教育委員会指導課主任指導主事	教育委員会教育政策室主任指導主事
教育委員会指導課指導主事	教育委員会教育政策室指導主事

5 前項の規定を除き、この規則の施行の際、名称を変更しない職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職を命ぜられたものとする。
(経過措置)

6 この規則の施行の際、現に印刷されている第3条の規定による改正前の戸田市立教育センター条例施行規則の様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

戸田市教育委員会事務局組織規則（第1条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)												
<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 組織を次のとおり定める。</p> <p>教育総務課 学務課 <u>指導課</u> 学校給食課 生涯学習課</p> <p>2 前項に規定するもののほか、課等に属する施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課等</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導課</td> <td>教育センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課・学務課 (略)</p> <p><u>指導課</u></p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>学校給食課・生涯学習課 (略)</p>	課等	施設	指導課	教育センター	(略)	(略)	<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 組織を次のとおり定める。</p> <p>教育総務課 学務課 <u>教育政策室</u> 学校給食課 生涯学習課</p> <p>2 前項に規定するもののほか、課等に属する施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課等</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>教育政策室</u></td> <td>教育センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課・学務課 (略)</p> <p><u>教育政策室</u></p> <p>(1) <u>教育施策の企画立案に関すること。</u></p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>産官学民並びに家庭及び地域と連携した教育施策に関すること。</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>学校給食課・生涯学習課 (略)</p>	課等	施設	<u>教育政策室</u>	教育センター	(略)	(略)
課等	施設												
指導課	教育センター												
(略)	(略)												
課等	施設												
<u>教育政策室</u>	教育センター												
(略)	(略)												

改正前	改正後(案)
<p>(職及び職務)</p> <p>第4条 事務局に置く職員の職及び職務については、次項から第<u>4</u>項に定めるところによる。</p> <p>2 事務局に教育部長（教育委員会事務局において戸田市行政組織規則（平成17年規則第7号）第7条に規定する部長と同一の職務を行う者をいう。以下同じ。）、次長、主任指導主事、指導主事及び社会教育主事、課に課長を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4</u> 課に主幹、副主幹、主査及び主任を置くことができる。</p> <p><u>5</u> 教育部長、参事、参与、次長、副参事、課長、担当課長、主幹、副主幹、主査及び主任の基本的な職務は、戸田市行政組織規則第7条及び第9条から第<u>16</u>条までの規定を準用する。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(職及び職務)</p> <p>第4条 事務局に置く職員の職及び職務については、次項から第<u>7</u>項までに定めるところによる。</p> <p>2 事務局に教育部長（教育委員会事務局において戸田市行政組織規則（平成17年規則第7号）第7条に規定する部長と同一の職務を行う者をいう。以下同じ。）、次長、主任指導主事、指導主事及び社会教育主事、<u>室に室長及び担当課長</u>、課に課長を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>室に副参事、主幹、副主幹、主査、主任、専門員、主事、技師、主事補及び技師補を置くことができる。</u></p> <p><u>5</u> <u>課に主幹、副主幹、主査、主任、専門員、主事、技師、主事補及び技師補を置くことができる。</u></p> <p><u>6</u> 教育部長、参事、参与、次長、<u>室長</u>、副参事、課長、担当課長、主幹、副主幹、主査、主任、専門員、主事、技師、主事補及び技師補の基本的な職務は、戸田市行政組織規則第7条及び第9条から第<u>17</u>条までの規定を準用する。</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

戸田市教育委員会事務局職員の職名に関する規則（第2条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(職名)</p> <p>第2条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>教育部長、参事、参与、次長、副参事、課長、担当課長、館長、主幹、教育センター所長、館長補佐、副主幹、公民館長、主査、主任、主事、技師、主事補、技師補、統括主任業務員、統括主任調理士、主任業務員、主任調理士、業務員及び調理士</p> <p>第3条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(職名)</p> <p>第2条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>教育部長、参事、参与、次長、<u>室長</u>、副参事、課長、担当課長、館長、主幹、教育センター所長、館長補佐、副主幹、公民館長、主査、主任、主事、技師、主事補、技師補、統括主任業務員、統括主任調理士、主任業務員、主任調理士、業務員及び調理士</p> <p>第3条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

戸田市立教育センター条例施行規則（第3条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)								
<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (組織改正に伴う発令の特例)</p> <p>2 この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる機関に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により同表左欄に対応する右欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1196 839 2107 895"> <tr> <td>教育委員会指導課</td> <td>教育委員会教育政策室</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定を除き、この規則の施行の際、組織の名称を変更しない機関に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により同一の機関に勤務を命ぜられたものとする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同表左欄に対応する右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1196 1342 2107 1513"> <tr> <td>教育委員会指導課長</td> <td>教育委員会教育政策室担当課長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会指導課主幹</td> <td>教育委員会教育政策室主幹</td> </tr> <tr> <td>教育委員会指導課教育セン</td> <td>教育委員会教育政策室教育セン</td> </tr> </table>	教育委員会指導課	教育委員会教育政策室	教育委員会指導課長	教育委員会教育政策室担当課長	教育委員会指導課主幹	教育委員会教育政策室主幹	教育委員会指導課教育セン	教育委員会教育政策室教育セン
教育委員会指導課	教育委員会教育政策室								
教育委員会指導課長	教育委員会教育政策室担当課長								
教育委員会指導課主幹	教育委員会教育政策室主幹								
教育委員会指導課教育セン	教育委員会教育政策室教育セン								

改正前	改正後(案)	
別表 (略) 様式 (略)	ター所長	ター所長
	教育委員会指導課副主幹	教育委員会教育政策室副主幹
	教育委員会指導課主任指導主事	教育委員会教育政策室主任指導主事
	教育委員会指導課指導主事	教育委員会教育政策室指導主事
	<p>5 <u>前項の規定を除き、この規則の施行の際、名称を変更しない職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職を命ぜられたものとする。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>6 <u>この規則の施行の際、現に印刷されている第3条の規定による改正前の戸田市立教育センター条例施行規則の様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。</u></p> 別表 (略) 様式 (略)	

議案第11号

戸田市教育委員会事務局専決規程等の一部を改正する訓令（案）

（戸田市教育委員会事務局専決規程の一部改正）

第1条 戸田市教育委員会事務局専決規程（昭和40年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表指導課の項中「指導課」を「教育政策室」に改める。

（戸田市教育委員会公印規程の一部改正）

第2条 戸田市教育委員会公印規程（昭和40年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

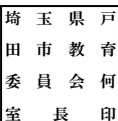
「

埼玉県戸田市教育委員会次長印	方18mm		〃	次長
----------------	-------	---	---	----

」

を

「

埼玉県戸田市教育委員会次長印	方18mm		〃	次長
埼玉県戸田市教育委員会室長印	方18mm		〃	室長

」

に改める。

（戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程の一部改正）

第3条 戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程（平成20年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「指導課長」を「教育政策室担当課長」に改める。

第6条第2項中「教育委員会事務局次長」を「教育政策室長」に改める。

様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第1号様式の2中「指導課長」を「教育政策室担当課長」に改める。

（戸田市教育委員会教職員表彰規程の一部改正）

第4条 戸田市教育委員会教職員表彰規程（平成20年教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「指導課長」を「教育政策室担当課長」に改める。

第6条第2項中「教育委員会事務局次長」を「教育政策室長」に改める。

様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式の2中「指導課長」を「教育政策室担当課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

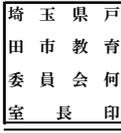
戸田市教育委員会事務局専決規程（第1条関係）新旧対照表

改正前						改正後(案)					
本則（略）						本則（略）					
附則（略）						附則（略）					
別表						別表					
共通専決事項（略）						共通専決事項（略）					
固有専決事項						固有専決事項					
	専決事項				備考		専決事項				備考
	課長	次長	教育部長	指定合議先			課長	次長	教育部長	指定合議先	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
指導 課	学校訪問に 関すること。					教育 政策 室	学校訪問に 関すること。				
	宿泊を伴わ ない校外学 習等に関す ること。	宿泊を伴う 校外学習等 に関す ること。		学務課長			宿泊を伴わ ない校外学 習等に関す ること。	宿泊を伴う 校外学習等 に関す ること。		学務課長	
	補助教材等 の使用に関 すること。						補助教材等 の使用に関 すること。				
	生徒の進路 指導に関す ること。						生徒の進路 指導に関す ること。				
	教科等研究 部開催承認						教科等研究 部開催承認				

改正前					改正後(案)				
に関するこ と。					に関するこ と。				
教育センタ ー活動に関 する関係機 関及び団体 との連絡に 関すること。					教育センタ ー活動に関 する関係機 関及び団体 との連絡に 関すること。				
教育センタ ーの使用許 可に関する こと。					教育センタ ーの使用許 可に関する こと。				
教育センタ ーの使用料 の減免に関 すること。					教育センタ ーの使用料 の減免に関 すること。				
教育センタ ーの施設管 理に関する こと。					教育センタ ーの施設管 理に関する こと。				
戸田市就学 指導委員会 に関するこ と。			学務課長		戸田市就学 指導委員会 に関するこ と。			学務課長	

改正前						改正後(案)					
	難聴言語通 級指導教室 入級指導委 員会に關す ること。			学務課長			難聴言語通 級指導教室 入級指導委 員会に關す ること。			学務課長	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

戸田市教育委員会公印規程（第2条関係）新旧対照表

改正前					改正後(案)				
本則（略）					本則（略）				
附則（略）					附則（略）				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	管理者	名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	管理者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県戸田市教育委員会次長印	方18mm		//	次長	埼玉県戸田市教育委員会次長印	方18mm		//	次長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	埼玉県戸田市教育委員会室長印	方18mm		//	室長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ひな形中横書きの部分については、縦書きとすることができます。					ひな形中横書きの部分については、縦書きとすることができます。				

戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程（第3条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第4条（略） （表彰手続）</p> <p>第5条 校長は、表彰の対象となる個人又は団体があると認めるときは、学校教育功労者表彰内申書（第1号様式の1）を用いて教育委員会に内申するものとする。ただし、<u>指導課長</u>は、教育委員会各課の課長等の推薦を受け、又は自らの判断で学校教育功労者表彰内申書（第1号様式の2）を用いて内申することができるものとする。</p> <p>（表彰審査委員会）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 委員会の委員は、教育長、教育部長、<u>教育委員会事務局次長</u>及び校長代表（小学校及び中学校）をもって充てる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第7条～第11条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>様式（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （表彰手続）</p> <p>第5条 校長は、表彰の対象となる個人又は団体があると認めるときは、学校教育功労者表彰内申書（第1号様式の1）を用いて教育委員会に内申するものとする。ただし、<u>教育政策室担当課長</u>は、教育委員会各課の課長等の推薦を受け、又は自らの判断で学校教育功労者表彰内申書（第1号様式の2）を用いて内申することができるものとする。</p> <p>（表彰審査委員会）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 委員会の委員は、教育長、教育部長、<u>教育政策室長</u>及び校長代表（小学校及び中学校）をもって充てる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第7条～第11条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>様式（略）</p>

戸田市教育委員会教職員表彰規程（第4条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第4条（略） （表彰手続）</p> <p>第5条 校長は、表彰の対象者があると認めるときは、次の各号の区分により、当該各号の様式を用いて教育委員会に内申するものとする。ただし、校長が表彰の対象であるときは、<u>指導課長</u>は、教育委員会各課の課長等の推薦を受け、又は自らの判断で内申するものとする。</p> <p>(1)～(3)（略） （表彰審査委員会）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 委員会の委員は、教育長、教育部長、<u>教育委員会事務局次長</u>及び校長代表（小学校及び中学校）をもって充てる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第7条～第11条（略） 附則（略）</p> <p>様式（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （表彰手続）</p> <p>第5条 校長は、表彰の対象者があると認めるときは、次の各号の区分により、当該各号の様式を用いて教育委員会に内申するものとする。ただし、校長が表彰の対象であるときは、<u>教育政策室担当課長</u>は、教育委員会各課の課長等の推薦を受け、又は自らの判断で内申するものとする。</p> <p>(1)～(3)（略） （表彰審査委員会）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 委員会の委員は、教育長、教育部長、<u>教育政策室長</u>及び校長代表（小学校及び中学校）をもって充てる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第7条～第11条（略） 附則（略） <u>附則</u> <u>この訓令は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>様式（略）</p>

議案第12号

戸田市入学準備金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市入学準備金貸付条例施行規則（昭和43年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3号様式の2を別記のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第3号様式の2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 

入学準備金貸付不決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入学準備金貸付申請について、審査の結果、不決定となりましたので通知します。

戸田市入学準備金貸付条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <div data-bbox="224 523 1048 1485" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第3号様式の2(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">戸田市長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">入学準備金貸付不決定通知書</p> <p>年 月 日付で申請のあった入学準備金貸付申請について、審査の結果、不決定となりましたので通知します。</p> <p>(注)</p> <p>1 異議申立てについて</p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、戸田市長に対して異議申立てをすることができます。</u></p> <p><u>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。</u></p> <p>2 取消訴訟について</p> <p><u>この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表する者は、戸田市長です。</u></p> <p><u>ただし、この処分があったことを知った日(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> </div>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <div data-bbox="1218 523 2042 1485" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第3号様式の2(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">戸田市長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">入学準備金貸付不決定通知書</p> <p>年 月 日付で申請のあった入学準備金貸付申請について、審査の結果、不決定となりましたので通知します。</p> </div>

議案第13号

戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式中「60日以内」を「3月以内」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後				
<p>本則 (略)</p> <p>第14号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">療 養 補 償 決 定 通 知 書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">認定番号</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(実施機関名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">療養補償の決定について</p> <p>年 月 日付で請求のあった について、審 査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 支 給 <input type="checkbox"/> 不 支 給 理 由</p> <p>1 受給権者の氏名</p> <p>2 支 払 金 額 円</p> <p>3 支払の場所及び方法</p> <p>4 支 払 日(振込日) 年 月 日</p> <p>5 委任に基づく受領者 (住所) (氏名)</p> <p>6 そ の 他</p> </div> <p>(注) この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。</p>	認定番号		<p>本則 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>第14号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">療 養 補 償 決 定 通 知 書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">認定番号</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(実施機関名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">療養補償の決定について</p> <p>年 月 日付で請求のあった について、審 査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 支 給 <input type="checkbox"/> 不 支 給 理 由</p> <p>1 受給権者の氏名</p> <p>2 支 払 金 額 円</p> <p>3 支払の場所及び方法</p> <p>4 支 払 日(振込日) 年 月 日</p> <p>5 委任に基づく受領者 (住所) (氏名)</p> <p>6 そ の 他</p> </div> <p>(注) この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。</p>	認定番号	
認定番号					
認定番号					

戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後						
<p>第15号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">休 業 補 償 決 定 通 知 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">認定番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(実施機関名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">休業補償の決定について</p> <p>年 月 日付で請求のあった休業補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 支 給</p> <p><input type="checkbox"/> 不 支 給</p> <p style="padding-left: 20px;">理 由</p> <p>1 受給権者の氏名</p> <p>2 補償期間</p> <p style="padding-left: 40px;">年 月 日から</p> <p style="padding-left: 40px;">年 月 日までのうち 日間</p> <p>3 補償基礎額</p> <p style="padding-left: 40px;">円</p> <p>4 支払金額</p> <p style="padding-left: 40px;">円</p> <p>5 支払の場所及び方法</p> <p>6 支払日(振込日)</p> <p style="padding-left: 40px;">年 月 日</p> <p>7 そ の 他</p> <p style="font-size: small;">(注) この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。</p>		認定番号		<p>第15号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">休 業 補 償 決 定 通 知 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">認定番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(実施機関名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">休業補償の決定について</p> <p>年 月 日付で請求のあった休業補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 支 給</p> <p><input type="checkbox"/> 不 支 給</p> <p style="padding-left: 20px;">理 由</p> <p>1 受給権者の氏名</p> <p>2 補償期間</p> <p style="padding-left: 40px;">年 月 日から</p> <p style="padding-left: 40px;">年 月 日までのうち 日間</p> <p>3 補償基礎額</p> <p style="padding-left: 40px;">円</p> <p>4 支払金額</p> <p style="padding-left: 40px;">円</p> <p>5 支払の場所及び方法</p> <p>6 支払日(振込日)</p> <p style="padding-left: 40px;">年 月 日</p> <p>7 そ の 他</p> <p style="font-size: small;">(注) この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。</p>		認定番号	
	認定番号						
	認定番号						

戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後						
<p>第15号様式の2(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">介 護 補 償 決 定 通 知 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">認定番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(実施機関名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">介護補償の決定について</p> <p>年 月 日付で請求のあった介護補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 支 給</p> <p><input type="checkbox"/> 不 支 給</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>1 受給権者の氏名</p> <p>2 補償期間</p> <p style="text-align: right;">年 月 日から</p> <p style="text-align: right;">年 月 日までのうち 月分</p> <p>3 支払金額</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p>4 支払の場所及び方法</p> <p>5 支払日(振込日)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>6 その他</p> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注) この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。</p>		認定番号		<p>第15号様式の2(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">介 護 補 償 決 定 通 知 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">認定番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(実施機関名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">介護補償の決定について</p> <p>年 月 日付で請求のあった介護補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 支 給</p> <p><input type="checkbox"/> 不 支 給</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>1 受給権者の氏名</p> <p>2 補償期間</p> <p style="text-align: right;">年 月 日から</p> <p style="text-align: right;">年 月 日までのうち 月分</p> <p>3 支払金額</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p>4 支払の場所及び方法</p> <p>5 支払日(振込日)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>6 その他</p> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注) この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。</p>		認定番号	
	認定番号						
	認定番号						

戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後																																																						
<p>第17号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">障 害 補 償 決 定 通 知 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">認定番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(実施機関名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">障害補償の決定について</p> <p>年 月 日付けで請求のあった について、審 査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 支 給 <input type="checkbox"/> 不 支 給 理 由</p> <p>受給権者の氏名</p> <p>1 障害補償</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>補償基礎額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>障害等級</td> <td>第</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>(1) 障害補償年金支給金額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>ア 年金証書の番号</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>イ 支給開始年月</td> <td>年</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>(2) 障害補償一時金支払金額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>ア 支払の場所及び方法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 支払日 (振込日)</td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> </table> <p>2 その他</p> <p>(注) この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。</p>		認定番号		補償基礎額		円	障害等級	第	級	(1) 障害補償年金支給金額		円	ア 年金証書の番号	第	号	イ 支給開始年月	年	月	(2) 障害補償一時金支払金額		円	ア 支払の場所及び方法			イ 支払日 (振込日)	年	月 日	<p>第17号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">障 害 補 償 決 定 通 知 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">認定番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(実施機関名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">障害補償の決定について</p> <p>年 月 日付けで請求のあった について、審 査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 支 給 <input type="checkbox"/> 不 支 給 理 由</p> <p>受給権者の氏名</p> <p>1 障害補償</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>補償基礎額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>障害等級</td> <td>第</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>(1) 障害補償年金支給金額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>ア 年金証書の番号</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>イ 支給開始年月</td> <td>年</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>(2) 障害補償一時金支払金額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>ア 支払の場所及び方法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 支払日 (振込日)</td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> </table> <p>2 その他</p> <p>(注) この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。</p>		認定番号		補償基礎額		円	障害等級	第	級	(1) 障害補償年金支給金額		円	ア 年金証書の番号	第	号	イ 支給開始年月	年	月	(2) 障害補償一時金支払金額		円	ア 支払の場所及び方法			イ 支払日 (振込日)	年	月 日
	認定番号																																																						
補償基礎額		円																																																					
障害等級	第	級																																																					
(1) 障害補償年金支給金額		円																																																					
ア 年金証書の番号	第	号																																																					
イ 支給開始年月	年	月																																																					
(2) 障害補償一時金支払金額		円																																																					
ア 支払の場所及び方法																																																							
イ 支払日 (振込日)	年	月 日																																																					
	認定番号																																																						
補償基礎額		円																																																					
障害等級	第	級																																																					
(1) 障害補償年金支給金額		円																																																					
ア 年金証書の番号	第	号																																																					
イ 支給開始年月	年	月																																																					
(2) 障害補償一時金支払金額		円																																																					
ア 支払の場所及び方法																																																							
イ 支払日 (振込日)	年	月 日																																																					

戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後																																																		
<p>第18号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">遺族補償決定通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">認定番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(実施機関名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">遺族補償の決定について</p> <p>年 月 日付けで請求のあった について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 支給</p> <p><input type="checkbox"/> 不支給</p> <p style="text-align: center;">理由</p> <p>受給権者の氏名</p> <p>1 遺族補償</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>補償基礎額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(1) 遺族補償年金支給金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>ア 年金証書の番号</td> <td style="text-align: right;">第 号</td> </tr> <tr> <td>イ 受給権者以外の遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 支給開始年月</td> <td style="text-align: right;">年 月</td> </tr> <tr> <td>(2) 遺族補償年金前払一時金支払金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>ア 支払の場所及び方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 支払日(振込日)</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>(3) 遺族補償一時金支払金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>ア 支払の場所及び方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 支払日(振込日)</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>2 その他</p> <p>(注) この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。</p>		認定番号		補償基礎額	円	(1) 遺族補償年金支給金額	円	ア 年金証書の番号	第 号	イ 受給権者以外の遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の氏名		ウ 支給開始年月	年 月	(2) 遺族補償年金前払一時金支払金額	円	ア 支払の場所及び方法		イ 支払日(振込日)	年 月 日	(3) 遺族補償一時金支払金額	円	ア 支払の場所及び方法		イ 支払日(振込日)	年 月 日	<p>第18号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">遺族補償決定通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">認定番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(実施機関名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">遺族補償の決定について</p> <p>年 月 日付けで請求のあった について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 支給</p> <p><input type="checkbox"/> 不支給</p> <p style="text-align: center;">理由</p> <p>受給権者の氏名</p> <p>1 遺族補償</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>補償基礎額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(1) 遺族補償年金支給金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>ア 年金証書の番号</td> <td style="text-align: right;">第 号</td> </tr> <tr> <td>イ 受給権者以外の遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 支給開始年月</td> <td style="text-align: right;">年 月</td> </tr> <tr> <td>(2) 遺族補償年金前払一時金支払金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>ア 支払の場所及び方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 支払日(振込日)</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>(3) 遺族補償一時金支払金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>ア 支払の場所及び方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 支払日(振込日)</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>2 その他</p> <p>(注) この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。</p>		認定番号		補償基礎額	円	(1) 遺族補償年金支給金額	円	ア 年金証書の番号	第 号	イ 受給権者以外の遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の氏名		ウ 支給開始年月	年 月	(2) 遺族補償年金前払一時金支払金額	円	ア 支払の場所及び方法		イ 支払日(振込日)	年 月 日	(3) 遺族補償一時金支払金額	円	ア 支払の場所及び方法		イ 支払日(振込日)	年 月 日
	認定番号																																																		
補償基礎額	円																																																		
(1) 遺族補償年金支給金額	円																																																		
ア 年金証書の番号	第 号																																																		
イ 受給権者以外の遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の氏名																																																			
ウ 支給開始年月	年 月																																																		
(2) 遺族補償年金前払一時金支払金額	円																																																		
ア 支払の場所及び方法																																																			
イ 支払日(振込日)	年 月 日																																																		
(3) 遺族補償一時金支払金額	円																																																		
ア 支払の場所及び方法																																																			
イ 支払日(振込日)	年 月 日																																																		
	認定番号																																																		
補償基礎額	円																																																		
(1) 遺族補償年金支給金額	円																																																		
ア 年金証書の番号	第 号																																																		
イ 受給権者以外の遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の氏名																																																			
ウ 支給開始年月	年 月																																																		
(2) 遺族補償年金前払一時金支払金額	円																																																		
ア 支払の場所及び方法																																																			
イ 支払日(振込日)	年 月 日																																																		
(3) 遺族補償一時金支払金額	円																																																		
ア 支払の場所及び方法																																																			
イ 支払日(振込日)	年 月 日																																																		

教育委員提案について

平成28年第3回教育委員会(定例会)

平成28年3月17日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

ページ

- ① 教員の資質向上に向けたその後の新しい取組について…………… 1
(指導課)
- ② 教員の負担軽減について…………… 当日配付
(学務課・教育総務課)
- ③ 地域や家庭との関わりについて…………… 当日配付
(教育総務課)



戸田市立小・中学校教員の指導力向上に向けた取組（案）

教員の指導力向上から

児童生徒の学力向上へ

教育政策室

平成28年度教職員等専門研修・アドバイザー		ベネッセ	インテル	青山学院大学
管理職	管理職のためのICT・新しい学び研修 (ミライシード等)	○		
ベテラン 中堅	MT (マスターティチャー) 養成研修 ＜夏季休業1日＞ トライアル		○	
中堅	授業動画入力研修 (udemy) (情報教育主任等対象)	○		
中堅	授業動画入力研修 (udemy) (英語推進委員会対象)	○		
中堅	新しい学びを促すICTシステム (ミライシード) 研修 (国、社、算・数、理の4教科対象)	○		
中堅	異動者研修 (新たに戸田市に赴任した教員対象) ＜夏季休業1日＞	○ (半日)	○ (半日)	
中堅	小学校英語活動指導法研修会 ＜平成31年度までに小学校教員全員の研修を実施＞			○
中堅	中学校英語担当教員指導法研修会 ＜中学校英語担当＞			○
若手	初任者研修 (戸田市) ＜夏季休業1日＞	○ (半日)	○ (半日)	
若手	臨時的任用教員研修 ＜夏季休業1日＞	○ (半日)	○ (半日)	
教育委員会	教育委員研修	○		
	教育委員会事務局研修	○		
	指導主事研修	○		
保護者	家庭学習講演会 (保護者対象)	○		
アドバイザー	Tジグソー (センター研究員) アドバイザー	○		
	教科等研究部会アドバイザー	○		
	アクティブ・ラーニングアドバイザー	○		
	県学調分析及び効果検証アドバイザー	○		
	OECDイノベーション教育 NW研究プロジェクトアドバイザー	○		

教員の負担軽減について

教員の負担軽減に向け、平成28年度「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業」の実施を行う予定（文部科学省委託事業、申請中）

1 テーマ

業務改善のための取組研究

2 実践研究のねらい

平成27年10月に実施した在校時間調査の結果によれば、勤務時間外での在校時間が月80時間以上の教職員が32%（小学校：約25%、中学校：約47%）となっており、教職員が子供と向き合うための業務改善の推進が喫緊の課題となっている。

このため、市内全小・中学校における業務の3K（可視化・共有化・効率化）を進めることにより、教員の負担軽減を図り、教員の子供と向き合う時間を確保し、教育活動を充実する。

3 実践研究の内容

(1) 具体的内容及び方法

以下の3K（可視化、共有化、効率化）を実施するとともに教職員の在校時間を調査し、教職員の負担がどの程度軽減されたかについて、指標を設定した上で効果を検証する。

① 可視化

学校現場における1年間の調査照会文書等の件数、照会元、照会内容等を可視化し、精査する。

② 共有化

学級経営や教科指導等の校務に係る様々な資料等を文書や動画といった多様な形態で集約・作成することで共有化し、時間を有効活用できるようにするため、標準的な共有の在り方に係るガイドラインの策定等を行う。

③ 効率化

校長等管理職のリーダーシップの下、校務の見直しや複数担当制等の検討を進め学校運営の効率化を図る。また、テレワークの実現に向けた研究を行い、導入の方向性を見出していく。

地域や家庭との関わりについて

1 P T A (家庭) について

(1) P T A との関わりについて、現在取り組んでいる主な活動

朝のあいさつ運動、登下校指導、P T A 広報紙の作成及び配布、除草花植えボランティア、ベルマーク活動など多数

(2) 「(1)」の活動などにおける市民や保護者への広報活動

学校だより、P T A ・理事会会報、P T A ・役員からの手紙、ホームページ掲載、回覧板、学校の屋外掲示板、町会掲示板、学校応援コーディネーターへの依頼など多数

- ・配信メール
- ・テレビ埼玉や JCOM など放映 (新曾小の映像あり)

2 地域について

(1) 地域との関わりについて、現在取り組んでいる活動

朝のあいさつ運動、登下校指導、除草及び花壇整備活動、学校応援団での学校支援ボランティア活動、授業支援、学習支援など多数

(2) 「(1)」の活動などにおける市民や保護者への広報活動

学校だより、ホームページ、P T A 会報、回覧板掲示物等で広報している。

- ・報道関係に発信・学校の教育活動を公開している。
 - ・JCOM 等に取材に来ていただき・懇談会や行事運営の際に校内の大型テレビで録画を放映している。
 - ・特色のある活動については、市政情報で川口記者クラブへ情報提供している。
- 今年度、4年民謡教室がテレビ埼玉のニュースで放映された。

平成28年度

施政方針

わたしがつなく、戸田の未来。



✦ 戸田市 ✦
市制施行**50**周年

戸 田 市

平成28年度 施政方針

目 次

は じ め に	・・・	1 頁
予 算 編 成 方 針	・・・	3 頁
平成28年度の主な施策		
1. 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち	・・・	4 頁
2. 誰もが健康でいきいきと生活できるまち	・・・	6 頁
3. 安心して安全に暮らせるまち	・・・	8 頁
4. 緑と潤いのあるまち	・・・	10 頁
5. 快適で過ごしやすいまち	・・・	11 頁
6. 活力と賑わいを創出できるまち	・・・	13 頁
7. 人が集い心ふれあうまち	・・・	14 頁
8. 着実な総合振興計画の実行に向けて	・・・	15 頁
お わ り に	・・・	16 頁

本日、平成28年度一般会計予算をはじめとする重要な諸案件のご審議をお願いするに当たり、市政運営に対する基本的な方針と、予算編成及び施策の概要について申し述べ、市民ならびに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

《はじめに》

戸田市は、市制施行50年という大きな節目の年を迎えました。昭和41年、県下24番目の市として誕生した本市は、この50年間歩みを止めることなく発展を続けてまいりました。人口は当時の2倍以上になり、今なお人口の増加が続く、エネルギーに満ちた活気あふれるまちへと成長しております。キャッチコピー「わたしがつなぐ、戸田の未来。」の下、市民の皆様と総力をあげ、祝賀を展開してまいります。

節目ということでは、東日本大震災からまもなく5年が経過しようとしています。震災後に初めて実施された昨年の国勢調査の速報値では、津波被害を受けた岩手県沿岸地域の人口減少率が戦後最大となるなど、様々な取り組みが進む今もなお、復興は道半ばといった状況です。本市といたしましても、被災地への職員派遣を継続するなど、震災を風化させないように引き続き支援をしてまいります。

また、昨年9月に発生した関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊は、荒川に抱かれた本市にとっても非常に衝撃的であり、堤防決壊による水害の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。このような自然災害から市民の安全を守るため、万全の対策を講じなければならないと決意を新たにしているところです。

我が国の経済情勢に目を向けますと、昨年法人企業の経常利益が過去最高水準に達し、また大手企業の賃上げが17年ぶりの高い水準になるなど、景気の緩やかな回復基調が続いているとされています。新興国を中心とする海外経済の不透明感など懸念材料もあり、決して楽観視はできないものの、多くの人々に継続した景気の成長を期待させていております。

また、昨年は多くの日本人が活躍した年でもありました。2年連続で日本人がノーベル賞を受賞され、特に、物理学賞の梶田さんは埼玉県出身であり、より身近な存在として多くの子どもたちに夢と希望を与えてくれました。スポーツ界では、ラグビーワールドカップ2015での日本代表の歴史的勝利など、「日本ここにあり」と世界に強く印象付けました。今年ハリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるオリンピックイヤーです。多くの日本人選手が活躍され、私たちに感動を与えてくれること、また、次回2020年の東京オリンピックに向けて日本国内の気運がさらに高まっていくことを大いに期待しております。

このような中、市政に目を転じますと、昨年4月に保育園や児童センターを備えた複合施設である「こどもの国」を、9月に公民館・図書館機能等を統合させた上戸田地域交流センター「あいパル」を開設するなど、地域交流の拠点ともいべき施設整備を推進した一年となりました。また、10月にはまち・ひと・しごと創生法に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略を県内の自治体の中でいち早く策定いたしました。総合戦略においては「住みたい住み続けたいまち戸田」というブランドの確立を目指し、働き盛りで子育ての中心世代であるファミリー層の転入の増加や定住化の促進、出生数の増加に加えて、多様な主体による安定的で活力ある地域づくりを進めるため4つの基本目標に基づき取り組みを進めてまいります。

そして、本年は第4次総合振興計画後期基本計画がスタートいたしますが、厳しい財政状況や、今後確実に到来する急速な高齢化等、解決しなければならない課題が山積していることも事実であります。このような状況下においては、市民や市内企業等、多様な主体が一体となってまちづくりを進めていくことが不可欠であります。市制施行50周年を本市がさらに飛躍するための起点とするため、皆様との協働により各種事業を全力で推進してまいります。

以上、平成28年度の市政運営に当たり、基本的な考え方を述べさせていた

できました。続いてこれらを踏まえ、具体的な市政の展開について予算編成方針、主な施策の順に申し上げます。

《予算編成方針》

本市の財政状況は、歳入については、経済情勢の回復により市税収入は増える傾向にあるものの、歳出については、引き続き社会保障関連経費が増加しているほか、今後も中長期保全計画に基づき公共施設の改修事業や、都市基盤整備事業を順次実施していくため多額の財源が必要になります。また、第3次土地開発公社経営健全化計画に基づく公社保有土地の買取りも予定されており、安定した財源の確保に向けて、継続的な取り組みが必要であります。

このように、市財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあることから、公金の適正な運用に努め、また、市単独事業について継続的かつ抜本的な見直しを行っているほか、職員研修の実施により、財政状況の共有や補助金等の積極的な歳入確保に向けて組織的に取り組んでおります。また、臨時・政策的経費についても、緊急性や優先度から事業を厳選し、単独事業の見直しも踏まえた総合的な査定を実施することで、限られた財源の効率的・効果的な活用に取り組んでおります。

このような対応により、市制施行50周年を迎えるにあたり各種記念事業をはじめ、教育や子育て環境の整備等、様々なニーズへ対応した予算配分を実施したところであります。また、市債務の軽減については、平成6年度に約400億円を超えていた土地開発公社への債務保証額を、今年度末には約47億円まで削減し、今後もこの解消に向けて、第3次土地開発公社経営健全化計画の達成を推進してまいります。

このように、安定的な行政サービスを提供するとともに、新たな行政需要に的確に対応できるよう、これまで以上に積極的な財源の確保を目指すとともに、継続的な事業の見直しを行い、健全な財政運営を維持すべく、新年度の予算編成を行った次第であります。

《平成28年度の主な施策》

次に、平成28年度予算案に基づく施策の概要について、第4次総合振興計画の8つの柱に沿って、順次ご説明申し上げます。

基本目標の第1は、「子どもの成長と生涯にわたる学びのまち」であります。

まず、「子育て」の分野について申し上げます。

保育園については、待機児童解消策として、平成28年4月から定員80名の「戸田すこやか保育園」、定員40名の「むつみ保育園」、定員64名の「保育所ちびっこランド戸田駅前園」、定員55名の「保育所ちびっこランド戸田公園駅前園」を民設民営の認可保育園として開園してまいります。また、昨年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度に基づく市の認可保育施設である小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を新たに開設し、保育受入れ枠の拡大を図ってまいります。

学童保育については、新制度に基づく放課後児童支援員認定資格研修の指導員等への受講を進め、保育の質の向上を図るとともに、民間事業者の誘致による定員拡大と多様なサービスの提供を図ってまいります。

子育て支援については、子育て家庭のニーズにあわせた情報とサービスを提供する利用者支援事業や、子育て講座、相談事業により、子育て不安の解消及び児童虐待防止に努めてまいります。また、引き続き子育て支援者の養成と活動の機会を提供していくとともに、市民参加型の子育てイベントを開催し、地域全体での子育てしやすいまちづくりへと機運を高めてまいります。

子育て世帯に対する経済的支援については、中学生までのこども医療費の全額助成を継続するとともに、ひとり親家庭に対しては、新たに就労支援として高卒認定試験合格のための支援や、子どもへの学習支援を開始し、世帯全体での自立支援策を進めてまいります。また、多子世帯における経済的負担の軽減を更に図っていくため、兄弟姉妹の年齢制限を撤廃し、保育所等に入所する第3子以降で3歳未満の児童を対象に保育料を無料とする制度を引き続き実施し

てまいります。

青少年の健全育成については、青少年団体の活動支援や非行防止の取り組みの推進を図っていくとともに、放課後子ども教室、青少年の居場所の充実と、児童センターにおける中高生の居場所づくりに努めてまいります。

次に、「学校教育」の分野について申し上げます。

多様化・複雑化する教育ニーズへの対応については、先導的・先進的な教育を推進するため、平成28年4月より指導課を教育政策室に改め、新たに教育政策担当を設置いたします。教育政策担当では、産官学民との連携を積極的に図り、教育の諸課題に対する施策の企画・立案等を行い、他自治体に先駆けた先見的な教育の取組を実施してまいります。

学力の育成については、デジタル教材や先端のICT機器を効果的に利活用し、楽しくわかる授業を一層充実してまいります。特に、ハード面での整備においては、パソコン教室にあるデスクトップ型のパソコンをタブレットパソコンに順次換えるとともに、パソコン教室以外の教室でも、子どもたちがタブレットパソコンを自由に利活用できるよう、全ての小・中学校に無線LAN環境を整備し、他自治体に先駆けたICT教育環境の充実を図ってまいります。また、各小・中学校に、力量のある教職員を配置するなど、市独自のきめ細やかな学習支援体制をより充実させるとともに、放課後の学習機会の充実も図ってまいります。

着実に成果をあげている英語教育については、とだっ子に豊かな国際性を身につけさせるために、小・中一貫で取り組んでいるALTの全校配置を引き続き行い、さらなる英語教育の充実を図ってまいります。

生徒指導については、生徒指導上の諸課題に迅速に対応するため、生徒指導アクションプランに基づき、学校、家庭、地域、庁内の関係各課、関係機関との連携を一層強化し充実に努めてまいります。

学校教育環境の整備については、老朽化した学校施設の建替えに向けた準備

や大規模改修を計画的に進めてまいります。

次に、「生涯学習」の分野について申し上げます。

生涯学習の振興については、平成29年度から5年間を計画期間とした第4次生涯学習振興計画を策定してまいります。また、大学等と連携した講座や市民参画による市民大学の企画・運営を実施し、多彩な学びの場を提供することで、高度化・多様化した市民の学習ニーズに対応してまいります。

図書館については、施設の大規模修繕に向け、工事設計に着手してまいります。

郷土博物館については、市制施行50周年に合わせ、この半世紀の歩みを紹介する企画展を開催するとともに、市制施行50周年記念事業として戸田市史の続編を刊行してまいります。

芸術文化の振興については、美術展覧会、音楽祭、文化祭等の支援を継続し、市民自らが活躍できる環境を整えるとともに、文化スポーツ財団と協力し、新しい人材の発掘を図り、芸術文化活動を促進いたします。また、市制施行50周年記念事業として、戸田市ゆかりの工芸作家である故岸澤武雄氏の作品展を開催いたします。

次に、「スポーツ・レクリエーション」の分野について申し上げます。

スポーツ推進については、ボートやカヌー等の本市の地域資源を活用したスポーツの充実を継続してまいります。また、市制施行50周年記念事業として、平成28年9月に全国市町村交流レガッタ戸田大会を開催し、「ボートのまち戸田」を積極的にPRしてまいります。

基本目標の第2は、「誰もが健康でいきいきと生活できるまち」であります。

まず、「医療」の分野について申し上げます。

救急医療体制については、蕨戸田市医師会及び各医療機関により構築されている救急医療体制を引き続き運用するとともに、市民が救急医療を適正に利用できるよう、情報をわかりやすく提供してまいります。

市民医療センターの診療事業については、より多くの市民にご利用していただけるよう、訪問診療、予防接種など診療体制の充実を図り、安心・安全で安定した医療サービスの提供に努めてまいります。

介護老人保健施設については、施設整備が完了し、100床の施設となることから、入所待機者の緩和を図るとともに、施設サービスの向上に取り組み、経営効率の改善に努めてまいります。また、高齢者等が安心して暮らし続けることができるよう、地域の住民と協力し地域ケアサービスの向上を図ってまいります。

次に、「保健」の分野について申し上げます。

市民の健康増進については、引き続き予防接種等の感染症対策事業や親子保健事業、成人期の健康づくり事業を実施し、市民の健康増進に取り組んでまいります。また、妊娠期から出産・子育て期に至る切れ目のない支援を推進するため、「(仮称)子育て世代包括支援センター」を福祉保健センター内に設置いたします。

健康長寿の実現については、若い頃から、心身の健康に関心を持ち、より良い生活習慣を身に付けて頂くことが大切であり、健康づくりや疾病予防、介護予防等の事業を、市民や関係団体とも協力しながら取り組んでまいります。また、平成28年4月には、地域福祉と保健の連携を強化するため、社会福祉協議会本部を福祉保健センター内に移転いたします。

次に、「福祉」の分野について申し上げます。

福祉施設の整備については、平成29年度の上戸田地域交流広場の完成に向けて、上戸田福祉センター及び上戸田保育園の解体に着手いたします。

地域福祉については、第3期地域福祉計画の重点施策である「地域で支え合うまちづくり」の実現に向け、市民が実践できる取組みを、福祉まちづくり市民会議で提案してまいります。

生活困窮者支援については、平成26年度から実施しております生活困窮者

自立支援事業である相談事業をはじめ、支援の充実に努めてまいります。また、新たな事業として、生活保護世帯及び生活困窮者世帯の小・中学生を対象とした学習教室を市内に開設し、貧困の連鎖への対策を進めてまいります。

障がい者福祉については、障害者差別解消法の施行を受けて、障がい者から、日常生活や社会生活において何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、障がいの状態に応じた配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消に努めてまいります。

高齢者福祉については、認知症高齢者が増加することを見据えて、認知症グループホームを増設してまいります。また、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け実態調査を実施し、65歳以上の方々のニーズや必要なサービスについて把握するなど、引き続き地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

国民健康保険事業については、新たに策定したデータヘルス計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導の受診率向上に努め、生活習慣病重症化予防事業等の疾病予防に取り組んでまいります。また、引き続き、ジェネリック医薬品の差額通知や、重複・頻回受診者への適正受診の勧奨を実施し、医療費の抑制に努めてまいります。

基本目標の第3は、「安心して安全に暮らせるまち」であります。

まず、「防災」の分野について申し上げます。

消防体制については、各地で大規模地震や集中豪雨等、自然災害による甚大な被害が発生しておりますことから、老朽化した救助艇、ガス漏洩等の特殊災害に対応する防護服及びこれらを運搬するための資器材運搬車等の更新整備を進め、装備の充実強化を図ってまいります。

救急体制の充実については、年々増加し続けている救急出動に対し、現有する救急体制で最大限の効果を発揮させるため、救急車の適正利用をはじめ、応急手当の普及啓発、救命講習受講者の拡大に努めるとともに、AED設置事業

所等の協力により進めている救急協力事業所登録制度をさらに推進し、市民と一体となった救命率の向上に取り組んでまいります。

地域防災力の強化については、高校生や大学生を対象とした消防活動に関する一日体験や出前講座を実施し、災害活動や地域貢献活動等への理解を深め、将来における地域防災力の向上、消防団への入団機運の醸成につながるよう取り組んでまいります。

防災対策については、非常用食料の更新や福祉避難所用の備蓄品の充実に加え、新たに小・中学校の児童・生徒用の備蓄品の整備に努めてまいります。加えて、被災者生活再建支援システムを活用した罹災証明書発行等の職員訓練の実施や、住家被害認定調査に使用する備品の整備に取り組む等、大規模災害時における被災者の生活再建に向けた体制の充実・強化に努めてまいります。さらに、自助・共助の意識向上を図るため、荒川氾濫を想定した水害避難訓練の実施や防災士資格取得支援事業及び避難行動要支援者避難支援制度の推進等、自主防災会を中心とした地域防災力の強化に鋭意取り組んでまいります。

次に、「防犯」の分野について申し上げます。

防犯対策については、昨年7月に市内3駅周辺を中心に防犯カメラを設置し、各種犯罪の抑止に努めているところですが、今後は防犯カメラの有用性や市民のプライバシー保護の観点から、一定の基準を制定してまいります。

次に、「市民生活」の分野について申し上げます。

市内3駅の市営自転車駐車場については、利便性の向上とセキュリティを強化し、平成28年4月にリニューアルオープンいたします。また、指定管理者制度導入により機械式自動ゲートの設置や交通系ICカードによる支払い、24時間運営等、より快適で質の高いサービス提供に努めてまいります。

交通安全対策については、一般市民を対象に交通事故を再現するスクアード・ストレイト自転車安全教育等を実施し、今後も交通ルールとマナーの向上を図り、高齢者をはじめとする交通弱者の交通事故防止に努めてまいります。

消費生活については、消費生活センターの組織及び運営に関する条例を制定し、消費生活相談体制の充実、強化を図ってまいります。

基本目標の第4は、「緑と潤いのあるまち」であります。

まず、「自然環境」の分野について申し上げます。

水と緑のネットワーク形成プロジェクト事業については、市制施行50周年記念事業として、新たに外環道の側道へ壁面緑化を施す緑の外環道事業を実施いたします。

戸田ヶ原自然再生事業については、引き続き市民や関係団体と共に、サクラソウの育成や野生動植物の再生に取り組むほか、自然再生キャラクター「とだみちゃん」を活用した事業啓発や環境教育を行ってまいります。

JR埼京線沿いの環境空間の有効活用については、「戸田 華かいどう21」の早期実現に向け、東日本旅客鉄道株式会社と先行整備について協議してまいります。

公園整備については、利用者の利便性や安全性を確保するため施設の整備・改修を行ってまいります。

荒川水循環センターの上部利用については、地域の皆様との協働により策定した計画案に基づきながら、埼玉県と連携し整備工事を進めるとともに、市制施行50周年記念事業として、どんぐりの森づくり事業を実施いたします。

河川の水質改善については、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」等による導水事業及び、上戸田川浄化施設による水質の改善を継続的に実施してまいります。

笹目川については、整備された水辺空間を活かして、市民や関係団体と連携し、継続的な利活用や維持管理活動を進めてまいります。

次に、「地球環境」の分野について申し上げます。

温暖化対策については、改定した地球温暖化対策実行計画に基づき、市民や事業者との協働により温室効果ガスの排出量の削減を目指してまいります。さ

らに、エコライフ事業の浸透を目的として、家庭の消費電力削減と商業活性化の相乗効果が期待できるクールシェアの啓発活動に取り組んでまいります。また、町会会館への太陽光発電システムの設置や、次世代自動車の導入等に対しても、引き続き補助を行ってまいります。

循環型社会の推進については、ごみ処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化に引き続き取り組み、さらなる循環型社会の実現を目指してまいります。また、市民の利便性を向上させるため、粗大ごみ収集券のコンビニエンスストア販売を導入いたします。

環境美化については、ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例の啓発活動や喫煙制限区域の巡回啓発事業を引き続き実施し、快適できれいなまちの実現に向け取り組んでまいります。

基本目標の第5は、「快適で過ごしやすいまち」であります。

まず、「都市基盤」の分野について申し上げます。

都市マスタープランの推進については、人口減少及び高齢化に備えるため、居住や都市機能を適切に配置する立地適正化計画の検討を実施してまいります。

新曽中央地区については、昨年11月に定めた整備方針に基づき、関係権利者の理解と協力を得ながら、都市基盤の整備・改善を進めてまいります。特に、新曽中央中地区では、都市基盤整備のための用地測量を実施するとともに、新たに取得した広場用地について、地区住民の参加によるワークショップ等を活用しながら、広場整備の内容を定めてまいります。

駅周辺整備については、快適性と利便性に配慮した賑わいのある駅周辺市街地の形成を目指し、引き続き既存の制度や地区まちづくり協定を活用しながら、地域の特性に応じたまちづくりを誘導してまいります。

川岸地区のまちづくりについては、密集市街地の防災性の向上と住環境の改善に向け、関係権利者の理解と協力を得ながら、通り抜け機能を持った広場の整備に係るワークショップを開催し、広場の基本設計を進めてまいります。

道路整備については、都市計画道路前谷馬場線の道路用地の確保に向け、引き続き関係権利者との交渉を進めてまいります。

歩行者自転車道の整備については、ネットワーク化を推進し、幅広い世代が便利で快適に利用できる道路環境の創出に取り組んでまいります。

道路施設については、道路補修計画や橋梁長寿命化修繕計画に基づき、維持管理に努めてまいります。

新曽第一土地区画整理事業については、事業進捗率が74%となりましたが、今後も事業の早期完成に向けて、移転補償及び道路整備等に取り組んでまいります。

戸田駅西口駅前広場周辺地区については、快適性と利便性に配慮した賑わいのある空間形成を目指し、積極的に関係機関との協議を進めてまいります。

新曽第二土地区画整理事業については、3回目となる事業計画の変更を行い、移転補償や道路整備を計画的・効果的に進めてまいります。

河川の整備については、浸水被害の低減のため、埼玉県と共に取り組んでおります辺島橋の架替工事を、平成28年中の完成を目指し進めてまいります。さくら川の改修については、引き続き、計画上必要となる河川断面を確保する取り組みを進めてまいります。また、上戸田川の改修については、新曽第二土地区画整理事業と連携しながら用地を確保し、流域の治水安全度の向上と、親水性を有した川づくりに取り組んでまいります。

次に、「生活基盤」の分野について申し上げます。

景観行政については、都市景観条例及び屋外広告物条例に基づく景観形成を継続して進めていくとともに、市民主体の景観づくりとして、三軒協定の普及・啓発に努めてまいります。

住宅政策については、市内の空家実態調査を行うとともに、老朽空家等に対しては適正管理を呼びかけるなど、安心して安全に住み続けられる住環境の向上に努めてまいります。

開発行政については、宅地開発等指導要綱の条例化に向け業務を進めてまいります。

上下水道事業については、施設の運転管理や料金事務等を取りまとめた包括委託を開始し、事業全体の効率化と、民間の力を活かしたサービス向上を図り、地方公営企業として健全な事業経営に努めてまいります。また、水道料金・下水道使用料以外の収益の確保にも取り組んでまいります。

水道事業については、浄水場を強靱な施設とするための設備更新、基幹管路等の耐震化を進めるとともに、新たに漏水軽減を目的とする私道への配水管整備を開始するなど、安全で持続可能な水道を構築してまいります。

下水道事業については、新たに策定する「下水道ビジョン」に基づき事業を展開してまいります。

汚水整備については、新曽土地地区画整理や新曽中央地区まちづくりの事業進捗に併せ、未整備地区の整備に重点的に取り組んでまいります。

雨水整備については、雨水幹線を延伸し浸水対策を進めるとともに、学校校庭への雨水浸透施設の設置を継続し、雨水の流出抑制を図ってまいります。

基本目標の第6は、「活力と賑わいを創出できるまち」であります。

まず、「産業」の分野について申し上げます。

地域産業については、引き続き事業者に対する支援を継続するとともに、新たに「メールマガジン配信システム」を構築し、国や県、市の情報を積極的に発信するほか、アンケート機能を活用して行政と事業者との結びつきを深めてまいります。

新たな産業の誘致については、埼玉県宅地建物取引業協会等の関係団体と協力し、産業立地推進事業補助制度の効果的な活用を図ってまいります。

起業への支援については、起業支援センターに設置したシェアードオフィスを平成28年4月から運営を開始し、幅広い起業希望者に利用いただけるよう積極的に周知を図ってまいります。また、女性就労を支援するため、事業者に

対して、女性の雇用に関する国や県の補助制度等の紹介や、女性の就労に対する企業訪問調査を実施してまいります。

次に、「地域資源」の分野について申し上げます。

地域資源を活かしたシティセールスについては、市制施行50周年を記念して戸田橋花火大会の充実を図るほか、戸田市観光情報館トビックにおいて、観光情報をはじめとした地域の様々な情報発信の強化に取り組むとともに、優良推奨品等の市内製品の販売促進を図ってまいります。

基本目標の第7は、「人が集い心ふれあうまち」であります。

まず、「協働・参画」の分野について申し上げます。

地域コミュニティの活性化については、今年度を実施した市民意識調査の結果の分析を基に、町会連合会と連携し、より多くの市民が町会・自治会の活動に参加していただける環境整備に努めてまいります。

ボランティア・市民活動への支援については、すでに市民活動に取り組んでいる方はもちろんのこと、新たに市民活動を始める方への支援体制を一層充実し、協働のまちづくりの実現のため、人材づくりに取り組んでまいります。

男女共同参画の推進については、市民会議で検討した内容を基に条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを充実させてまいります。

開かれた市政については、情報公開制度、パブリック・コメント制度、附属機関等の会議の公開などをさらに充実したものとし、市民の知る権利とまちづくりに参画できる機会の保障を推進してまいります。

情報化の推進については、平成28年度からスタートする第2次情報化推進計画後期計画に基づき、情報の安全対策強化やICT利活用などによる市民サービスの向上に取り組んでまいります。また、位置情報などスマートフォンの特性を生かしたスマートフォン用アプリ「tocoぷり」についても、利用者の声を踏まえ利便性の更なる向上を目指してまいります。

次に、「交流」の分野について申し上げます。

友好交流事業については、市制施行50周年の記念事業等を通じ、国内外の友好・姉妹都市との関係をさらに深めることができるよう努めてまいります。

最後に、「着実な総合振興計画の実行に向けて」であります。

まず、「地域経営・行政経営」の分野について申し上げます。

地域力の向上については、昨年12月に設置した戸田市自治基本条例推進委員会を中心に自治基本条例の理念を広め、市民の経験や知識を、地域で活かせる機会の創出を目指してまいります。

戸田市第4次総合振興計画については、平成28年度からスタートする後期基本計画に基づき、市民・議会との協働を一層進め、将来都市像の実現に取り組んでまいります。

地方創生については、戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に従い、将来にわたって活力ある本市の実現に取り組んでまいります。

市制施行50周年記念事業については、半世紀にわたり歩み続けてきた本市の歴史を振り返るとともに、未来に向けてさらに歩みを進めるスタートにふさわしい事業となるよう、市民と市が一体となって取り組んでまいります。

政策研究所については、時代にふさわしい政策形成力の向上を目指し、市政を取り巻く中・長期的課題の調査・研究に取り組み、施策反映に努めてまいります。

外部評価については、試行運用を行ってまいりましたが、制度の醸成が図られてまいりましたので、新たに条例を制定してまいります。

行政経営については、組織改正を行い、女性が活躍する場の創出や局地的大雨対策など行政課題に的確に対応してまいります。

次に、「行政運営」の分野について申し上げます。

人材育成については、協働の理念を備え、自ら主体的に行動できる職員の育成に取り組むとともに、良好な職場環境づくりにも努めてまいります。

本年1月から導入されたマイナンバー制度については、個人番号カード専用

窓口を設置し、迅速・適正に個人番号カードの交付ができるよう努め、利便性の高い各種証明書コンビニ交付サービスを推進してまいります。また、情報セキュリティの更なる強化を進め、行政情報や個人情報等の安全確保に努めてまいります。

行政改革については、効率的な行政運営のみならず、財政強化策等を盛り込み平成28年度からスタートする第6次行財政改革プランに基づき、質の高い行政サービスを安定的に提供できるよう進めてまいります。

市税の確保については、早期に滞納の解消を図るため、公平・公正な徴収に努め、更なる収納率向上に努めてまいります。

財政運営については、中・長期的な課題を明確化した上で、限られた財源を施策の推進に有効に活用してまいります。さらに、財政状況について、地方公会計整備の促進や財政冊子の配布により、市民に分かりやすい財政公表に努めるとともに、財政に関する職員研修の充実により意識改革を徹底し、職員一丸となって持続可能な行財政運営を目指してまいります。

公共施設の維持管理については、経営的な視点を取り入れた公共施設ファシリティマネジメントを引き続き推進してまいります。その一環として、インフラ施設の維持管理基本方針や公共建築物の今後の方向性を定める公共施設再編プランを含む、「公共施設等総合管理計画」を策定してまいります。今後は本計画に基づき、市民が安心して公共施設を利用できるよう施設のサービス水準及び安全性を確保しつつ、公共施設の長寿命化に向けた改修や老朽化が進む公共施設の建替えを計画的に実施してまいります。

《おわりに》

以上、平成28年度の予算編成方針、施策の概要について申し上げます。

昨年10月に内閣改造を行った安倍首相は、「アベノミクスは第2ステージに移る」と宣言し、一億総活躍社会の実現を目的とした「希望を生み出す強い経

済」、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新3本の矢」を打ち出しました。

ここに「活躍」という言葉が使われておりますが、これを本市に置き換えた場合を想定しますと、私が思う「活躍」とは辞書どおりの「目覚ましい活動をする事」だけではありません。これ以外に、老若男女問わず、障がいの有無を問わず、市民の一人ひとりが、明るい未来をイメージでき、自分なりの「幸せ」を感じることができること。付け加えるならば、その幸せに向かって自分なりの一歩を踏み出せること。このことこそが「活躍」ではないかと考えております。それぞれが我がまちに誇りを持ち、会議の場に出席できないまでも自分の住むまちのために何かしたい。そのように市民に思ってもらえるようなまちでなければ、人口減少時代における今後の発展はありません。

市制施行50周年というこの記念すべき年を、皆様のまちを愛する想いを結集し、「戸田市13万人総活躍」ともいうべき市民一人ひとりの笑顔が輝く「みんなでつくろう 水と緑を活かした 幸せを実感できるまちとだ」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

最後に、市民の皆様ならびに議員各位に、市政へのご支援とご協力を心からお願い申し上げまして、平成28年度の施政方針といたします。



平成28年度施政方針・教育関連総括質問 件名・概要について

秋元良夫議員（平成会）

2 学校教育における先見的・先進的な取り組みについて

熊木照明議員（志政クラブ）

1 ICT教育環境の充実について

手塚静枝議員（公明党）

3 多様化・複雑化する教育ニーズへの対応について

望月久晴議員（日本共産党）

3 平成28年度の主な施策

- (3) 図書館の大規模修繕に向けて、工事設計に着手するとあるが、工事の具体的内容、予想工事金額を示していただきたい。

酒井郁郎議員（戸田の会）

3 教育改革に対する支援体制について

4 小中学校におけるICT環境整備とその活用について

5 図書館大規模修繕について

報告事項

平成28年第3回教育委員会(定例会)

平成28年3月17日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 平成28年度施政方針・総括質問について……………別紙
- ② 平成28年第2回戸田市議会定例会（3月）教育関連一般質問 件名・概要について……………1
- ③ 体罰に係る実態把握について……………当日配付
（学務課）
- ④ 平成27年度戸田市学校応援団実践事例集の発行について……………当日配付
（指導課）
- ⑤ 平成28年度高等学校進学予定者数について……………当日配付
（指導課）
- ⑥ スクールソーシャルワーカーについて……………3
（指導課）
- ⑦ 平成27年度戸田市特別支援教育推進計画について……………5
（指導課）
- ⑧ 平成27年度戸田市民大学認定講座の実施報告について……………6
（生涯学習課）
- ⑨ 平成27年度埋蔵文化財調査について……………7
（生涯学習課）
- ⑩ その他

平成28年第2回戸田市議会定例会（3月）教育関連一般質問 件名・概要について

本田哲議員（日本共産党）

1 ALTの雇用形態について

(1) ことし4月からALTを直接雇用から派遣へ戻すための予算措置が臨時議会で提案され、可決された。派遣から直接雇用、そして派遣へと、ALTの雇用形態は数年単位で変更が行われている。なぜこのようなことが起きるのか、以下の3点について伺う。

①ALTの活用をなぜ行っているのか。その目的と教育的効果をどのように考えているのか伺う。

②ALTを派遣から直接雇用にした理由は何だったのか。そして今回、直接雇用から派遣へ戻す理由は何なのか。

③直接雇用されてきたALTは同意したのか。

2 小中学校における非常勤職員の雇用・労働条件について

(1) 学校における非常勤職員の役割について、以下の3点について伺う。

①非常勤職員の活用により、どのような教育的効果を上げているのか。

②教育委員会が求める人材とは。また、学校現場の要求は何か。

③継続雇用による教育的効果について、どのように考えているか。

(2) 小中学校の教育関係非常勤職員の雇用・労働条件について、以下の5点について伺う。

①年次有給休暇の付与は。

②労災保険、雇用保険の適用は。

③正規職員の4分の3以上の労働時間及び労働日数の条件に該当する場合の社会保険加入は。

④雇用継続の申し出に対する対応は。

⑤労働条件の不利益変更について。

高橋秀樹議員（無所属）

1 公園や保育園等の園庭の芝生化について

公園や保育園、幼稚園、小学校の園庭や校庭の芝生化を進めることが、幼児や児童の安全確保と、温暖化防止に有効な対策かと思う。芝生を植えただけでは、芝生を保護できないが、ターフマットを芝生の上に設置することで芝生の保護ができる。

(5) 小学校の校庭の芝生化は。

石川清明議員（公明党）

3 菖蒲川のカワウ対策について

(1) 戸田第二小学校裏の菖蒲川沿いの大木にカワウが大量に生息して、大木3本分以上の広範囲にカワウのふんが散乱しています。乾燥して風で学校側に飛んだ場合、児童の健康に影響があるのではないかと心配です。戸田市として早急な対応を。

遠藤英樹議員（平成会）

1 ふるさと納税対策について

(1) 埼玉県東松山市の「虹色ファンド」をどのように考えるか。

酒井郁郎議員（戸田の会）

3 教育について

(1) 戸田市で進みつつある教育改革のビジョンを伺う。

(当日配付資料)

報告事項③

戸田市立小・中学校における体罰に係る実態把握について

調査対象期間 平成27年4月1日～平成27年12月31日

	1：体罰事故として県に報告した数	2：保護者から体罰として回答があった数 (調査後、体罰と認められなかったものも含む)	3：教師から体罰があったと回答された数 (調査後、体罰と認められなかったものも含む)	4：体罰との回答では無いが、保護者アンケートの内容から不適切と思われる指導の数
小学校	0	2	0	1
中学校	0	0	0	4
計	0	2	0	5

スクールソーシャルワーカーについて

1 平成27年度実績（H27.4.1～H27.12.31）

- ・勤務日数70日（年間90日、平成28年2月末現在勤務回数83回）
- ・対象学校数18校（小学校12校、中学校6校）
- ・実相談件数177件
（内訳）児童生徒15件、保護者42件、教職員101件、その他19件
（相談内容別）

- ①不登校31件 ②いじめ0件 ③暴力行為2件 ④児童虐待20件
- ⑤友人関係の問題0件 ⑥非行・不良行為1件
- ⑦家庭環境の問題65件 ⑧教職員等との関係の問題0件
- ⑨心身の健康・保健に関する問題15件
- ⑩発達障害等に関する問題7件 ⑪その他36件

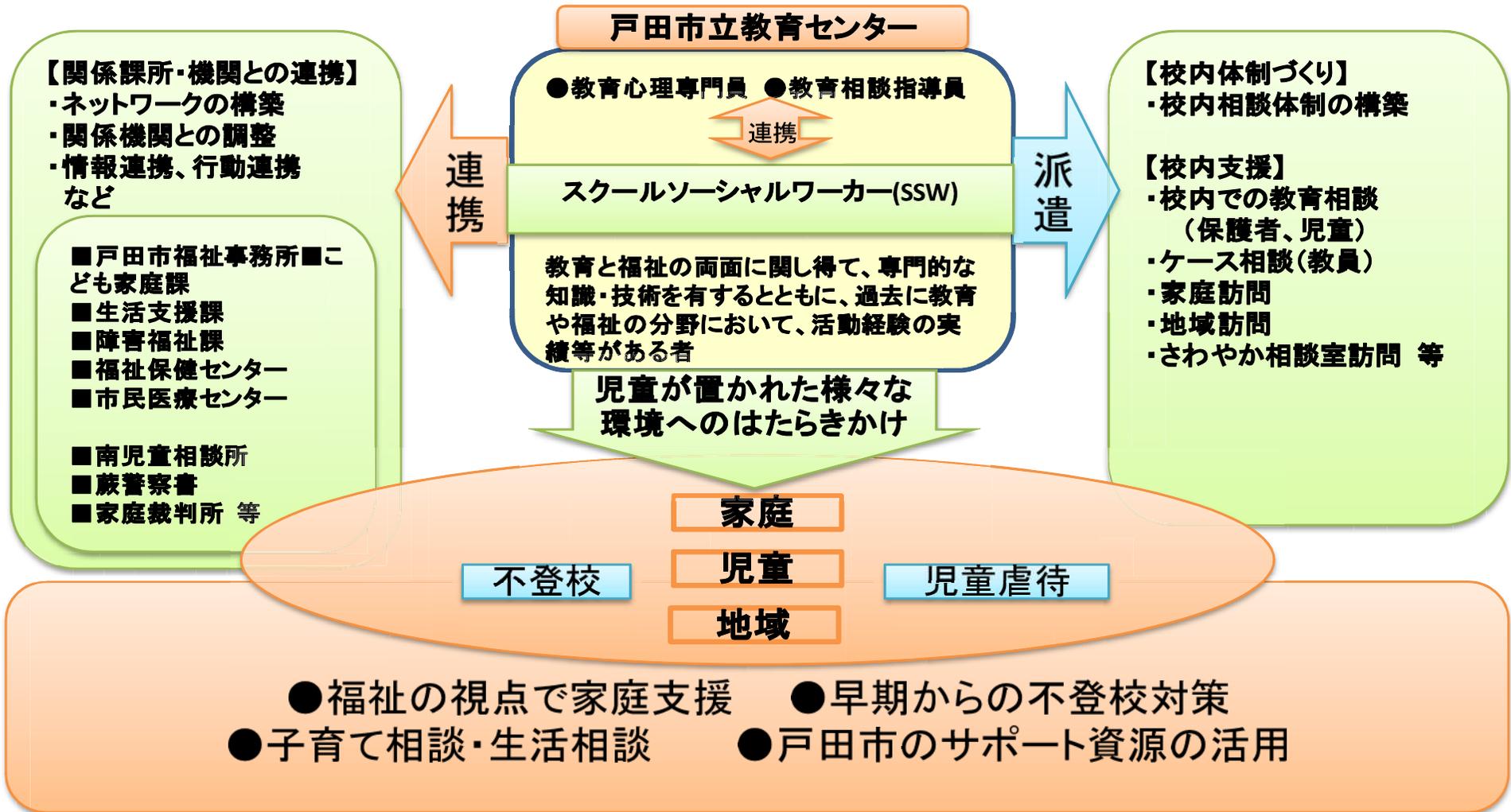
- ・支援対象児童生徒数40人
（内訳）小学生31人（継続8人）、中学生9人（継続1人）
- ・研修・講演活動36回（教職員28回、相談員1回、教育委員会関係者6回、その他1回）
- ・訪問活動48回
①学校38回 ②関係機関10回
- ・ケース会議の開催状況8件
①教職員等とのケース会議
4回開催、扱ったケース10件、参加教職員数31人
②関係機関等とのケース会議
4回開催、扱ったケース3件、参加教職員数18人
参加関係機関の人数17人
- ・連携した主な関係機関
（市内）こども家庭課、障害福祉課、福祉保健センター
（市外）児童相談所、司法・矯正・更正保護の関係、学校外の教育機関
- ・連携した主な教職員等
担任、管理職、生徒指導担当、養護教諭、相談員、スクールカウンセラー

2 平成28年度の配置予定

		週勤務日数	時間	年間	勤務場所
1	県費SSW	2日	6時間	90日	教育センター（要請に応じて各学校へ）
2	市費SSW	2～3日	6時間	95日	教育センター（要請に応じて各学校へ）

スクールソーシャルワーカー活用事業

- 福祉相談業務に従事する「社会福祉士」等の資格をもつSSWをセンターに配置し
 - ・福祉の視点で家庭環境等に働き掛ける
 - ・学校派遣で校内体制づくりを促進する
 - ・家庭訪問で家庭と学校、関係課所、関係機関、教育センター等とつなぐ



平成27年度 戸田市特別支援教育推進計画

※計画の期間は概ね3か年とし、随時見直しを行う。

1 目標

- (1) 特別支援学級設置率60%以上（平成29年度まで）
- (2) 一ヶ所に設置する学級数（児童生徒数）の適正化、通学時間の短縮
- (3) 通級指導教室の待機児童の解消

2 特別支援学級、通級指導教室の新設・増設計画

(1) 平成28年度の設置について

①特別支援学級について

- ・喜沢小学校に特別支援学級（知的）を1学級新設

②通級指導教室について（県に申請）

- ・喜沢小学校に通級指導教室（発達・情緒）を1教室増設

(2) 平成29年度以降の計画について

①特別支援学級新設についての検討

ア 小学校

- ・東部地区（喜沢小学校）に特別支援学級（自閉・情緒）を1学級
- ・西部地区（美女木小学校）に特別支援学級（自閉・情緒）を1学級
- ・中央地区（戸田南小学校）に特別支援学級（知的、自閉・情緒）を各1学級

イ 中学校

- ・西部地区（美笹中学校）に特別支援学級（知的、自閉・情緒）を各1学級

②通級指導教室について（県に申請）

- ・新曾小学校に通級指導教室（難聴・言語）を1教室増設申請

報告事項

平成27年度戸田市民大学認定講座の実施報告について

(平成28年3月2日現在)

- 1 市全課（所）
実施課 8課（所）、全42講座
- 2 生涯学習課 実施講座21講座、参加者数 1,590人

①生涯学習担当

No.	講座名	実施時期	回数	参加者数(人)
1	青山学院大学・戸田市連携講座	5月23日（土）～6月20日（土）	5	183
2	岐阜女子大学サテライト講座（前期）	6月27日（土）～7月25日（土）	4	100
3	人権講演会	7月9日（木）	1	268
4	市民の防災講座その2	10月3日（土）～10月31日（土）	4	186
5	埼玉大学・戸田市連携講座	11月7日（土）～12月5日（土）	5	164
6	岐阜女子大学サテライト講座（後期）	1月16日（土）～2月27日（土）	4	126
7	生涯学習サポーター養成講座	2月20日（土）・3月5日（土）	2	未実施
8	文化財講座	3月5日（土）・12日（土）	2	未実施
9	市民大学公開講座	3月19日（土）	1	未実施

計 1,027

②公民館担当（4館の公民館講座の内、市民大学認定講座に選定されたもの）

No.	講座名	実施時期	回数	参加者数(人)
1	スペイン語教室（上戸田公民館）	4月22日（水）・5/13（水）・20日（水）	3	33
2	レクリエーションダンス（下戸田公民館）	6月17日（水）～7/1日（水）、12/4（金）～18（金）	6	188
3	太極拳教室（上戸田公民館）	6月27日（土）～7月11日（土）	3	47
4	絵てがみ講座（美笹公民館）	7月9日（木）～23日（木）	3	24
5	おとなの環境教室（下戸田公民館）	9月8日（火）・15日（火）	2	22
6	パソコン講座②（新曽公民館）	9月26日（土）・27日（日）	2	8
7	歴史講座（新曽公民館）	10月1日（木）～10月15日（木）	3	86
8	歴史講座（美笹公民館）	11月4日（水）・11日（水）	2	15
9	楽しく学ぶ韓国語教室（下戸田公民館）	11月19日（木）～1月14日（木）	8	48
10	古典文学講座（美笹公民館）	11月21日（土）～12月5日（土）	3	28
11	スポーツ吹矢（下戸田公民館）	1月16日（土）～30日（土）	3	46
12	パソコン講座（美笹公民館）	2月20日（土）・21日（日）	2	18

計 563

3 その他

- ①開講式（平成27年5月23日（土） 午後2時～2時10分 教育センター）
- ②閉講式（平成28年3月19日（土） 午後2時～2時10分 文化会館）

※本年度は、閉講式にて修了者17名に修了証の授与を予定

平成27年度埋蔵文化財調査について

1 本発掘調査

No.	遺跡名	調査内容	調査原因	実施日	範囲	所在地	結果
1	鍛冶谷・新田口遺跡 (10次)	緊急発掘 調査	戸建専用 住宅新築	4月6日～ 5月7日	90.60m ²	上戸田5丁目27番3	方形周溝墓1基 周溝状遺構3基、竪穴住居跡1基 溝状遺構1条、ピット24基

2 試掘確認調査

No.	遺跡名	調査内容	調査原因	実施日	日数	範囲	所在地	結果
1	根木橋遺跡周辺	範囲確認 調査	戸建専用 住宅新築	4月16日	1	100.11m ²	笹目南町1156番6	遺構・遺物は検出せず
2	南原遺跡	試掘調査	戸建専用 住宅新築	4月14日	1	91.96m ²	南町1861番20	遺構・遺物は検出せず
3	笹目神社脇遺跡周辺	範囲確認 調査	戸建専用 住宅新築	5月8日	1	170.94m ²	笹目6丁目22-3	遺構・遺物は検出せず
4	前谷遺跡	試掘調査	戸建専用 住宅新築	7月10日	1	140.99m ²	上戸田2丁目5-2	遺構・遺物は検出せず
5	前谷遺跡	試掘調査	公共事業	7月29日	1	2846.45m ²	上戸田2丁目18番5、13	遺構・遺物は検出せず
6	南原遺跡	試掘調査	戸建分譲 住宅新築	9月18日	1	138.00m ²	南町1861番8	遺構・遺物は検出せず
7	鍛冶谷・新田口遺跡	試掘調査	戸建専用 住宅新築	10月6日	1	102.74m ²	上戸田3丁目12番12	遺構・遺物は検出せず
8	南原遺跡	試掘調査	戸建専用 住宅新築	10月15日	1	155.81m ²	南町2273番5	遺構・遺物は検出せず
9	鍛冶谷・新田口遺跡	試掘調査	戸建専用 住宅新築	11月24日	1	125.76m ²	本町3-15-15	遺構・遺物は検出せず
10	前谷遺跡周辺	範囲確認 調査	戸建専用 住宅新築	12月8日	1	236.62m ²	上戸田2丁目25	遺構・遺物を検出 ⇒今後、事業者と協議
11	根木橋遺跡周辺	範囲確認 調査	戸建専用 住宅新築	12月24日	1	385.09m ²	笹目南町1261番の一部	遺構・遺物は検出せず